

○苫小牧市立図書館条例

昭和63年3月25日

条例第3号

〔昭和26年3月29日条例第16号苫小牧市立苫小牧図書館条例を全文改正〕

(設置)

第1条 本市における教育と文化の発展に寄与するため、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、苫小牧市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
苫小牧市立中央図書館	苫小牧市末広町3丁目1番15号

(事業)

第3条 図書館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 図書館資料の閲覧、貸出し及び複写に関すること。
- (3) 閲覧所、配本所等の設置並びに自動車文庫及び貸出文庫の巡回に関すること。
- (4) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の開催及びその奨励に関すること。
- (5) その他第1条の目的を達成するため必要な事業

(職員)

第4条 図書館に、館長その他必要な職員を置く。

(図書館協議会)

第5条 図書館に、法第14条の規定に基づき図書館協議会を置く。

- 2 図書館協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。
- 3 委員の定数は、10人とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(入館の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号の一に該当すると認めるときは、入館を断わり、又は退館させることができる。

- (1) 図書館資料等を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 館内の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (3) その他図書館の管理上適当と認められないとき。

(損害賠償の義務)

第7条 入館者は、図書館の施設、設備、図書館資料等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日(昭和63年11月1日)から施行する。

附 則(平成4年3月31日条例第5号改正)

この条例は、平成4年5月25日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第15号改正)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。